



令和 6 年 3 月 7 日
午前・午後 4 時 30 分 受領

No. 1

議長	事務局長	係

令和 6 年 3 月 7 日

愛南町議会議長 佐々木 史仁 殿

愛南町議会議員 吉田 茂生

一 般 質 問 通 告 書

次のとおり通告します。

質 問 の 要 旨	答弁を求める者
<p>1. 防災・減災対策等の検証と再考について</p> <p>2024年元旦に発生した能登半島地震から2か月が経過致しました。地震により犠牲となられた方々に深く哀悼の意を表するとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。被災地では、いまなお多くの人々が避難生活を送られ、道路や下水道等のインフラ復旧、倒壊家屋等の処理、仮設住宅の建設等が進められており、生活の再建に向けて立ち上がろうとしています。近い将来、南海トラフ巨大地震の発生が予想されている愛南町でも備えが急務であると思います。長谷川淳二総務政務官の新聞記事によれば、「今回の震災の特徴は、交通アクセスが限られた半島部での発生、もう一つは過疎高齢化の進む地域で起きた地震・津波・火災の複合災害だった。」と指摘しています。交通面の課題では、「リアス式海岸で半島部である南予は同じ事態になりうる。」と指摘され、「宇和島市と愛南町の宇和海沿岸部の県道整備も急がれる。愛南町は津波浸水想定区域を通る国道56号線以外に幹線道路がなく、高速道路を延伸してダブルルートにしなければならない。」とされています。今回の能登半島地震では、住宅の倒壊が相次ぎ、建物耐震化の重要性が改めて再認識されました。建築基準法の耐震基準は1981年に厳格化され、震度6強以上でも倒壊しない構造を求めています。国は2030年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消を目標に掲げており、県は25年度末に耐震化率90%を実現したい考</p>	町長

えです。

現行の耐震基準が導入されていない1980年以前に建てられた住宅の割合は、愛媛県で対象となった11市4町のうち、最も高かったのが内子町と八幡浜市の45%（高齢化率41%）で、次いで愛南町の41%（高齢化率46%）となっています。

今回、能登半島地震の教訓を生かすため愛南町の防災・減災等の検証と再考についてお伺い致します。

（1）住宅耐震化の現状と今後の対策についてお聞かせ下さい。

（2）断水時の生活用水の確保（防災井戸を含む）等についてお聞かせ下さい。

（3）山間地・沿岸部等の孤立集落の対応策等についてお聞かせ下さい。

（4）液状化エリア等の状況及び対応策についてお聞かせ下さい。

（5）避難訓練等の進捗状況についてお聞かせ下さい。

町長

2. 相続登記の義務化における空き家対策について

日本では空き家が年々増え続けており、この30年間で2倍以上に増加しています。空き家が放置されると、倒壊や崩壊、ごみの不法投棄、放火などによる火災発生など様々な悪影響が生じます。空き家を発生させたり放置したりしないためには、空き家を「売る」「貸す」「使う」「解体する」などの方針を決め、方針に合ったサービスなどを活用して実行に移していくことが重要です。例えば「売る」「貸す」のであれば、不動産業者に相談するのではなく「空き家バンクを利用する」など、目的に応じて様々な方法が考えられます。空き家の発生原因の半数以上が相続です。相続登記を「義務化」する改正法が成立し、令和6年4月より施行されます。改正法は遡及して適用され、今後不動産を相続される方だけではなく、過去に不動産を相続して現時点で名義変更をしていない方についても、相続登記をしないとペナルティの対象となる場合もあります。空き家を放置しないためにも様々な取組をしていくことが重要であると

